

日本における金融・資本市場制度の整備・改善への取組み
(4月30日 アジア金融資本市場の法制化研究国際会議)

金融庁総務企画局
企画課長
小野 尚

- ・ 私は、かつてアジア開発銀行（ADB）に4年間勤務し、また、その後、財務省国際局でアジア地域の協力を推進する地域協力課長として、CMI（チェンマイイニシアチブ）やABMI（アジア債券市場イニシアティブ）に従事したので、本日の会議の議論を聞いていると、ホームグラウンドに戻ってきたような懐かしい気がする。
- ・ CMI, ABMI を推進して行く上では、中・韓・日の密接な連携が不可欠であり、私もしばしば中国、韓国を訪れ、財務省・中央銀行のカウンターパートと協議を重ねた。
- ・ 現在は金融庁において金融行政に従事しているが、日本の金融庁は、大雑把に言うと、私が所属している総務企画局、監督局、検査局の三局より構成されている。総務企画局は、金融に係る法制度の企画・立案を担当する部局であり、監督局は、法制度に基づき金融機関の監督を行う部局、検査局は、定期的に金融機関に対して検査を行う部局であり、このように日本の金融庁は機能別に構成された、シンプルな組織となっている。
- ・ 本日は、日本における金融・資本市場制度の整備・改善への取組みについて、述べたい。まず、1ページにあるように、我が国の金融行政の目的・任務は、大きく分けて、①金融システムの安定、②利用者保護・利用者利便の向上、③公正・透明で活力ある市場の確立、の三つが挙げられる。
- ・ 2ページにあるように、我が国の金融システムについての取組みに関して、大きく分けると、金融インフラの整備、利用者保護・利用者利便の向上、預金保険等セーフティネット、そして、その時々において、集中的に取り組まなければならない課題についてのパッケージ的な取組み（プログラム）に分類される。
- ・ 利用者保護・利用者利便の向上を図る為の新たな取組みの一つとして、昨年

秋より本格的に稼動した制度として、金融分野における裁判外紛争解決制度（金融 ADR 制度）がある。同制度は、金融サービスの利用者と金融機関の間で紛争が生じた場合に、裁判手続きの外において、第三者機関が利用者と金融機関という当事者の間に入って、迅速・簡便・柔軟な紛争解決を図ろうというものであり、銀行、証券、保険など金融業態ごとに紛争解決を行う機関を当局が指定する制度を導入することにより、紛争解決の公正性・中立性を確保するとともに、金融機関に手続応諾・和解案の尊重等を求めるなどにより、紛争解決の実効性を確保することを目的としている。

- 日本の金融行政のフレームは、3～4 ページにあるように、時間軸で分類すると、ミニマム・コストの恒久的な措置と、モラルハザードや市場機能の阻害を防ぐ一方、市場機能の補完を図るものとしての時限的な措置、分野で類型化すると、セーフティネット、民間部門の補完としての公的金融機関、金融の円滑化、ルールベースに基づく監督・検査の枠組み、から構成されている。
- 後ほど述べさせて頂くが、日本においては、欧米に端を発する 2008 年の世界金融危機の際に、時限的な措置として、金融機関からの要請に応じて国が資本参加を行い、金融機関が金融仲介機能を十分に発揮できるようにすることを目的とした「金融機能強化法」という制度を設けた。これは、金融機関が破綻または破綻の危機にある際に、公的資本を注入してシステミックリスクを未然に防ぐための預金保険制度という恒久的なセーフティネットの措置を、世界金融危機のような非常時において、時限的に補完するというものであり、2012 年 3 月までの措置となっている。
- また、先程、玉木先生からもご指摘があったように、日本の金融機関は多くの株式を保有しており、このような大量の株式を保有することにより、世界金融危機のような異常時に市場が大幅に変動する際には、大きなリスクを負うこととなることから、このようなリスクの軽減を図る為に、金融機関が保有する株式を、市場外においてその時々々の時価で買い取る株式取得機構の活動を時限的に再開した。
- 5～7 ページにあるように、世界金融危機を踏まえ、市場発の金融危機への対応をこれまで図ってきたところであるが、今後は、企業の価値創造を支援するバリューアップ型の金融を指向し、少子高齢化の進展の中で国民の資産形成に貢献するような、金融業を発展させていくことが必要である。すなわち、

金融業を育てていくという視点にウェイトを置いていくことが求められていると考えている。

- このような問題意識は、8 ページにもあるように、昨年 6 月に策定した、日本の活力を取り戻すための「新成長戦略」にも反映されている。金融庁は、9 ページにもあるように、「企業・産業を支える金融」、「成長を支えつつ、自らも成長する金融」などの観点から、金融分野における成長戦略を「資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン」として作成し、昨年 12 月に公表した。アクションプランは、10 ページに記されているように、①プロ向け社債発行・流通市場の整備を始めとする、企業等の規模・成長段階に応じた適切な資金供給、②外国企業等による英文開示の範囲拡大等の制度整備、クロスボーダー取引に係る税制の見直し、アジア諸国の金融・資本市場に関する政策協調の推進など、アジアと日本とをつなぐ金融、③資産流動化を図る為の証券化スキームに係る規制の弾力化など、国民が資産を安心して有効に活用できる環境整備、の三本の柱から構成される政策パッケージである。
- このアクションプランを実施して行くうえで、法律の改正等が必要なものについて、15 本の法律を一括化したものが、「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律案」であり、本年 4 月に国会に提出され、現在、審議が行われているところである。11 ページに記されているように、同法案は、①ライツ・オフリング（新株予約権無償割当てによる増資）に係る開示制度等の見直しなど、多様で円滑な資金供給の実現、②資産流動化スキームに係る規制の弾力化、英文開示の範囲拡大など、国民資産を有効活用できる資産運用機会の提供、③市場の信頼性の確保、の三つの柱から構成されている。
- 最後に、本年 3 月に東日本地域を襲った大震災への対応について一言述べたい。まずは、東日本大震災後、直ちに、中国、韓国の皆さんが人命救助の為のスタッフ派遣や緊急支援物資の提供を始めとする様々な支援の手を差し伸べて下さったことに対して改めて深く感謝申し上げたい。中国、韓国の皆さんより迅速かつ多大なご支援を頂いたことで、我々は大変勇気づけられるとともに、隣国の友人の有難さ、大事さをつくづく実感した次第であり、心より感謝の意を表したい。昨晚の夕食会の際に、韓国の代表の方より、「困っている時こそ、真の友人の大事さが分かる」というお言葉があったが、まさにその通りであると思った次第である。

- 金融当局は、大震災の発生後、金融機能の維持を図る為に、様々な措置を講じてきたところである。また、被災地域の金融機関においても、ほとんどの営業店は、平常どおり営業を行っており、預金通帳や印鑑を紛失した預金者に対する預金の払戻し等、できる限りの対応を図っている。こうした金融機関ならびに当局の懸命な取組みにより、金融機能は維持されており、信用秩序の懸念といった事態は生じていない。
- 大震災から1月余を経て、復興・復旧への取組みがますます重要となる。今後、今回の大震災により金融機関に様々な影響が懸念されるなか、予め、広域にわたる被災地域において面的に金融機能を維持・強化するとともに、預金者に安心を与える枠組みを設けることが不可欠である。日本には、先程述べたように、金融機関からの要請に応じて、国が公的資金を投入することにより、金融機関の金融仲介機能を強化し、厳しい状況にある地域経済や中小企業を支援する枠組みとして、金融機能強化法という制度がある。同制度は、金融機関が、その経営判断として、資本増強を行い、被災地を含む地域の中小企業等に対する金融仲介機能を積極的に発揮していく上で、有効な政策手段である。同制度においては、国が資本参加できる金額として総額12兆円が準備されており、十分な資金枠があるところである。
- この金融機能強化法は来年3月までの時限的な措置であったが、今後の未曾有の災害が金融機能に様々な影響を与えることが考えられることから、この措置の期限の延長を図るとともに、金融機関が申請を行いやすくなるよう、国の資本参加の適用要件に係る震災の特例を設けるなどの検討を行い、必要な法律の改正を行うべく作業を進めている。金融機能強化法の改正により、復興の期間を通じた金融機関のリスクテイク能力の維持が可能となり、被災地をはじめとする全国各地の金融仲介機能の維持に万全を期し、預金者の安心を確保することができるものと考えられる。
- 現在、政府をあげて、被災された方々の生活支援に取り組んでいるところであり、今後とも、復興に向けて一層の努力をして参りますが、是非、中国、韓国の皆様にも、日本の良き隣人としてご支援を頂けますよう、お願い申し上げます。ご清聴、有難うございました。